決定平成18年11月28日広島市告示第547号最終変更平成28年6月23日広島市告示第325号

	名	称			藤の木地区 地区計画		
	位	置			広島市佐伯区藤の木一丁目、藤の木二丁目、藤の木三丁目及び藤の木四丁 目の各一部		
	面積				約48.7ha		
地区計画の目標					藤の木地区は、新たな都市機能の集積拠点として複合的な都市開発を計画的に進めている西風新都の南西部に位置する住宅団地であり、戸建て住宅主体の閑静で緑豊な住宅地が形成されている地区である。 このため、地区計画を策定することにより、敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止するとともに、地区の特性に応じた良好な建築物等の誘導を行い、快適で潤いのある住宅市街地の保全及び形成を図ろうとするものである。		
区域の		地区施設の整備の方針			本地区における地区施設は、宅地開発事業により整備されており、それぞれの施設の機能を損なわないようその維持、保全を図る。		
の整備、コ	保	建築物等の整備の方針			建築物等について次のような事項を定めることにより、快適な都市環境の 保全及び形成を図る。		
	おお針				1建築物の用途の制限2建築物の敷地面積の最低限度3建築物の高さの最高限度4壁面の位置の制限5建築物等の形態又は意匠の制限6かき又はさくの構造の制限		
土地利用に関する方針				針	良好な住宅環境を保全するとともに、これと調和した市街地の形成を図る ため、土地利用に関する方針を次のように定める。		
					1 「低層住宅地区」は、戸建ての低層住宅を主体とした閑静で落ち着きの ある住宅市街地の形成を図る地区とする。 2 「近隣商業地区」は、周辺の低層住宅地区の住宅環境と調和し、主に近 隣住民の利用する商業地の形成を図る地区とする。		
		地区	名	称	低層住宅地区 (第一種低層住居専用地域)	近隣商業地区 (近隣商業地域)	
地区	建築	の 区 分	面	積	約41.3ha	約 2.4ha	
整	物	建築物の制限	L D用设	金の	次に掲げる建築物以外の建築物は、 建築してはならない。	次に掲げる建築物は、建築してはな らない。	
備	等				1 住宅(長屋を除く。)	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的	
計	に				3 診療所	場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの2 カラオケボックスその他これに類するもの3 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	
画	関す						
	*				のに限る。)	4 畜舎 (店舗等に付設するものを除	
	事項				基準法施行令第130条の4に定める公益上必要な建築物6 前各項の建築物に附属するもの	5 倉庫業を営む倉庫 6 ナイトクラブその他設備を設けて 客にダンスをさせ、かつ、客に飲食	
	坦					をさせる営業に係る建築物	

建築物の敷地面	165平方メートルとする。ただし、	次に掲げる場合は、この限りでない。		
積の最低限度	1 165平方メートル未満の土地を建築物の敷地として使用する場合で当該 敷地面積がこの地区計画の決定の際の登記記録に記録された地積以上である とき。 2 巡査派出所の敷地として使用する場合			
	3 公衆電話所の敷地として使用する場			
建築物の高さの最高限度		 建築物の高さは、12メートルを 超えてはならない。 前項に定められた高さについて は、建築基準法施行令第2条第1項 第6号ロ及びハによる。 		
壁面の位置の制限	1 建築物の外壁で境界線(隅切の町は、1 メートル以わるをでは、1 メートル以上をは、1 がののでは、1 がのののでは、1 がのののでは、1 がののののでは、1 がののののでは、2 がのののでは、2 がのののでは、2 がののでは、2 がので出入ののでは、2 がので出入ののでは、2 がので出入ののでは、3 がので出入のののでは、3 がのでは、3 がのであるものであるものである。 (1) では、2 がののであるもののであるが、3 がのであるが、4 をでは、2 がののであるが、4 をでは、4 がののであるが、4 をでは、4 がののであるが、4 をでは、4 がののであるが、4 をでは、4 がののであるが、4 をでは、4 がののでは、4 がののでは、5 がののでは、5 がののでは、5 がののでは、5 がののでは、5 がののでは、5 がののでは、5 がののでは、5 がののでは、5 がのがでは、5 がのがでは、	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱 の面から道路の境界線(隅切部距離 は、0.5メートル以上としなけれ ばならない。 2 前項の規定は、次に掲げる建築物 又は建築物の部分については、適用 しない。 (1) ポーチ等で出入りのための通 行専用と認められる建築物の部分 (2) 簡易な構造の自動車車 (3) 物置その他これに類で、高 に供する建築物の部あるもの (4) 巡査派出所 (5) 公衆電話所 (6) 建築基準法施行令第130条 の4各号に掲げるもの (7) 門又は塀 (8) 前各号に掲げるもののほか、建 築物の部分である		
建築物等の形態 又は意匠の制限	造成した擁壁には、床版等の工作物をする掘り込み車庫及び公共の用に供する	と設けてはならない。ただし、道路に面 る施設等については、この限りでない。		
かき又はさくの 構造の制限 ついては、計画図の	門扉は、内開き又は引き違い等の構造としなければならない。ただし、やむを得ず外開きとする場合で、開放時に道路の境界線及び隣地境界線を越えないものについては、この限りでない。			

「区域については、計画図のとおり。」

理由(都市計画法施行規則第9条第3項に規定する当該都市計画を定めた理由)

地区の特性に配慮した建築物等を誘導することにより、良好な住環境の保全及び形成を図るため、地区計画を定めるものである。

